



第21	認	第14号	令和元年度大竹市一般会計決算	}	決算特別委 設置・付託 (一括)
第22	認	第15号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算		
第23	認	第16号	令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算		
第24	認	第17号	令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算		
第25	認	第18号	令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算		
第26	認	第19号	令和元年度大竹市土地造成特別会計決算		
第27	認	第20号	令和元年度大竹市介護保険特別会計決算		
第28	認	第21号	令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算		
第29	報告	第6号	令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について		報告
第30	令和2年決議案	第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書		即決
第31			常任委員会の閉会中の継続審査について		

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第64号から日程第7 議案第74号 (報告・表決)
- 日程第 8 認第13号から日程第19 議案第79号 (報告・表決)
- 日程第20 令和2年請願第2号 (報告・討論・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第2号 (説明・表決)
- 日程第21 認第14号から日程第28 認第21号 (説明・付託)
- 日程第29 報告第6号 (報告)
- 日程第30 令和2年決議案第1号 (説明・表決)
- 日程第31 常任委員会の閉会中の継続審査について (表決)

○出席議員 (16人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日域 究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市		長	入山欣郎
副	市	長	太田勲男
教	育	長	小西啓二

総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長  
建設管理監  
監査委員

中村一誠  
三原尚美  
豊原学  
古賀正則  
佐伯和規  
柿本剛  
三上健  
西田耕一郎  
薬師寺基夫

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

田中宏幸  
加藤豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。  
これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において16番、山本孝三議員、  
2番、藤川和弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第7

- 議案第64号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第67号 大竹会館条例の一部改正について
- 議案第68号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第70号 財産の取得について（高規格救急自動車（車輛））
- 議案第71号 財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））
- 議案第74号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第64号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから、日程第7、議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）に至る6件を一括して議題といたします。  
本件に関し、委員長の報告を求めます。  
総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年9月9日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名   | 審査の結果 |
|--------|--|-------|
| 議案第64号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                   | 原案可決  |
| 議案第67号 | 大竹会館条例の一部改正について                            | 原案可決  |
| 議案第68号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第70号 | 財産の取得について（高規格救急自動車（車輛））                    | 原案可決  |

|        |                             |      |
|--------|-----------------------------|------|
| 議案第71号 | 財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材）） | 原案可決 |
| 議案第74号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）       | 原案可決 |

令和2年9月10日

大竹市議会議員 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは9月9日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案6件につきまして、9月10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告を申し上げます。

まず、議案第70号財産の取得について（高規格救急自動車（車輻））及び議案第71号財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））の2件につきましては、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件ではまず、「高規格救急自動車の車輻と救急用資機材を分離発注した理由について伺う」との質疑に対しまして、「県の許認可が必要な高度管理医療機器を含む救急用資機材の多くは医療機器であるため、車輻と救急用資機材を合わせて発注すると対応できる業者が少なくなり、幅広く業務を募る目的で分離発注をしている」との答弁がございました。

次に、「今回の新規車輻の装備において、既存の車輻より性能が優れたものはあるのか伺う」との質疑に対しまして、「車輻の装備において、防振架台の形式を空気ばね式から磁気ダンパー式に変更する。従来の空気ばね式は、走行中段差等による上下振動の吸収に優れた機能を有するが、近年は車輻の耐震性能が向上しており、さらに、前後振動を防止する磁気ダンパー式を導入している。また、傷病者に対する装備ではないが、新規車輻には安全装備が多くあり、操作する救急隊員の安全作業の向上を図ることができる」との答弁がございました。

次に、「高規格救急自動車の駆動方式が四輪駆動である理由について伺う」との質疑に対しまして、「山間部の管轄があり冬季における安全性を向上させるため、大竹市消防本部で保有している高規格救急自動車は、全て四輪駆動である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第64号職員の特務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、本件ではまず、「新型コロナウイルス感染の疑いがある時点で、対処のための作業に従事した場合、特務手当が適用されるのか伺う」との質疑に対しまして、「救急搬送をしている場合、その時点で感染しているかは不明であるが、搬送先の医療機関にお

いてPCR検査などの検査が必要であると判断された時点で、特殊勤務手当の対象とするように考えている」との答弁がございました。

次に、「大竹市の職員であれば、再任用職員や会計年度任用職員でも、新型コロナウイルス感染症への対処のための作業に従事した場合、特殊勤務手当の対象となるのか伺う」との質疑に対しまして、「全職員が対象となるため、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員のいずれも特殊勤務手当の支給対象となる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号大竹会館条例の一部改正についてでございます。

本件では、「大竹会館の改築後、すぐに指定管理に移行するのか。また、支所業務も一部は指定管理に移行するのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹会館は公共施設の中で、施設の性質上、民間のノウハウを発揮できる施設である。将来的には指定管理者に管理運営を委ね、より魅力的な管理運営により事業収入を上げ、公的負担を軽減していくことができると考えている。したがって、今回の改築に当たり、民間による管理運営を意識し、事務所の配置や配膳室の大きさ等を工夫している。なお、改築後すぐに指定管理への移行は考えていない。当面、これまでどおり、一部業務委託により施設を運営していく方針である。

また、支所業務について、同じ建物にあるため民間に包括委託できる可能性を模索したが、国が示した、市職員が常駐せず民間委託が可能な窓口業務は、証明書等の発行において、原則本人請求の受付と当該請求に係る証明書の引き渡しのみであり、現行で支所が行っている業務と比べ、大幅な市民サービスへの低下となるため、民間委託しない予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件ではまず、「支援員認定資格は県知事の認可がないと取得することができないが、条例改正でどのようになるのか伺う」との質疑に対しまして、「これまで支援員は教員や保育士資格を持った方などが、県の実施する研修を受講しなければならなかったが、今回の改正により、例えば、指定都市である広島市や中核市である福山市、呉市などが実施する研修を受講した場合も支援員になれる」との答弁がございました。

次に、「新しい教室をつくるのにリフレッシュルームを使用するとあるが、今まであったリフレッシュルームの機能はどうなるのか伺う」との質疑に対しまして、「現在、支援員がミーティングや休憩を取る際に使用している事務室の一角のスペースに、リフレッシュルームの機能を移設する」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入り、討論の後、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）でございますが、本件ではまず、「9款、消防費の消防団資機材整備事業は、消防団の消耗品を前倒しで配備することだと思いが、配備予定について伺う」との質疑に対しまして、「今回配備する予定の消耗品は防火帽65個である。防火帽は令和4年までに防火服を88着配備した後に、全分団への配備を予定したものである。特に消防団の力を必要とする阿多田地区に13個、栗谷地区に8個を優先配備し、残りの分団には一律に4個を配備することを考えている」との答弁がございました。

次に、「消防団活動推進事業の減額は、4年に1度の大竹市消防団ポンプ操法大会の中止によるものだと思うが、オリンピックのように来年度に開催する予定か伺う」との質疑に対しまして、「大竹市消防団ポンプ操法大会は、来年度に開催する予定である」との答弁がございました。

次に、「3款、民生費の障害者等自立支援給付事業の内容と、対象事業所が幾つあるのか伺う」との質疑に対しまして、「障害者等自立支援給付事業は、障害者福祉サービス事業所支援補助金として、市内に障害福祉サービス事業所を置く法人が、職員や利用者の新型コロナウイルス感染症予防対策に要したマスクや消毒薬の購入などの経費の一部を助成するものである。1法人10万円を上限とし、地方創生臨時交付金を活用した大竹市の独自事業である。また、市内に障害福祉サービス事業所を置く法人は、9つある」との答弁がございました。

次に、「10款、教育費の放課後児童クラブ管理システム導入委託料の内容について伺う」との質疑に対しまして、「放課後児童クラブ管理システム導入委託料は、放課後児童台帳を電子化し、管理することを目的としている。今までは、保護者が納める負担金は、納付書により金融機関においての納付であり、15時までに銀行の窓口に行く必要があるため、保護者懇談会で口座振替等の要望があった。また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、できるだけ人との接触を減らす必要もあると考え、放課後児童クラブ管理システムを導入し、口座振替を可能とする」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託をいただきました議案6件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

16番。

○16番（山本孝三） ただいまの総務文教委員会に付託されました議案のうち、議案第68号。これは大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の問題ですが、私はこの条例に明記されている、必要があれば指導員なり支援員を増やすことができるというふうな文言になっておるんですが、まだ民間委託してないわけですから、現行の体制よりか将来的には後退をすることを前提にした内容になるのではないかと危惧を持っております。そういったことで、議案第68号については現行の措置を後退をさせない、こういうふうに条例上も改めて明記すべきだということを主張して、この議案第68号には反対します。

それから議案第74号について、これは一般会計補正予算ですが、放課後児童の健全育成に関わる予算財政措置が幾つか措置をされて、令和3年度から執行されるということになっております。私は令和3年度執行されるだろうとするこの予算内容は、結局民間委託を前提にしたものになるというふうに断じております。これまでの議論の過程で、民間委託をするというこの方針なり予算措置が議会に説明された際にも、私は反対の立場を表明してまいりました。その意志は変わりません。

したがって、この一般会計補正予算に措置をされている幾つかの財政予算上の措置に関わることについては、まだ、令和3年度までは半年ありますから、思いを改めて教育委員会も大竹市長も、その点は担当職員と十分協議をされて、民間委託に安易に流れないようにしてもらいたいと思うんですね。

大竹市議会もせんだって、国が進めるトップランナー方式。何でもかんでも民間委託したり業者に業務委託をして、市町の蓄積されるべき技術や経験がだんだん薄れて、自治体そのものが企業の利潤追及の大きなプールになると、こういうことが今、まさに警告されている実態です。市議会もそういうことを踏まえて、意見書が提出をされて、この意見についてはトップランナー方式を改めるべきだと、こういう意思も含めて、全会一致で決議をした経緯もございます。どうか思い起こして、そういう今の国の地方自治体に対する予算の在り方、これについても批判的見地から放課後児童健全育成事業に関わって後退しないように、そういう姿勢を示していただきたいということを申し上げたいと思います。

それから2つ目には、県内で既に新型コロナウイルスの収束が見えないわけですが、短期的にはインフルエンザが流行する時期。こういったことを踏まえて、新型コロナウイルス対策とインフルエンザ対策の予防を、全国の各地の自治体が鋭意取り組んでおります。

私はこの問題についても、早期にPCR検査が今では自動的にできるという医療機器もあるわけですから、大竹市でもそういった機器を設置して、多くの市民の皆さんの安心安全のための対応を具体的を取ってもらいたいということを、るる申し上げてまいりました。

今、広島県内23の市町のうち、インフルエンザに対する各年齢に応じた個々の接種に関わっての負担の軽減措置を取っております。取っていないのは、大竹市を含めて僅かに7市町。あとは全ての市町村がインフルエンザ予防接種に関わる市民の自己負担を軽減するために、それなりの措置を取っているという状況であります。どうかこのことについても、大竹市が新型コロナウイルスとインフルエンザのダブルパンチを受けないような、そ

った措置に思い切った予算を計上して、安心安全の対策に踏み切っていただきたい、こういうことを申し上げたいと思います。

議案第74号についてはただいま申し上げましたことを踏まえて、幾つかの新型コロナウイルス対策の問題も入山市長の配慮による措置もされておりますから、予算そのものには反対しません。ただいま申し上げました諸点については、ぜひ実行していただくことを重ねてお願いを申し上げまして、討論に代えたいと思います。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

小田上議員。

○6番（小田上尚典） それでは議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について並びに議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）、全てについて賛成の立場で討論させていただきます。

議案第68号については、これは実際の運営状況に合わせて放課後児童クラブ、15名程度を目安に1つ教室を増やしたいということで、厚生労働省のほうの指針においても、20名程度とありますが、同一事業所内で連携が取れるような状況であれば1人であっても構わないというような文があります。

実際に登録されている大竹市においても、放課後児童クラブに登録されている児童数、登録数だけで見ると超過しているというような数字もあります。これは実態に合わせて1名の指導員を置くことで、保護者の方たちも安心して仕事ができるという環境になるのではないかなと思いますので、何か外れてるということはないと思います。なので、賛成いたします。

この議案第74号の補正予算に関しましても、先ほどありました点においては、この教室を1つ増やすための対応の経費並びに口座振替、今まで対応していなかった部分に対応させるための経費とありますので、これはもう進めていただきたいと思います。

先ほど反対討論のほうでありました民間委託については、保護者説明会では特段反対の意見がなかったと聞いております。

ただ、先ほど言われたように、議会報告会で私ども議員も、若干不安の声やどうなるんだろうという声は聞いております。その件に関しましては、また民間委託をする事業者が出てきて、我々議員が審査する段階になったときに厳しい目で見ていくべきなのではないかと思ひまして、これとはまた別のことかなと思います。なので現状に合わせた改正、現状に合わせた補正予算ということで、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（細川雅子） 討論の通告は受けておりませんが、他に討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件のうち、議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを除く5件を一括採決いたします。

本5件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本5件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本5件は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 起立多数と認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第19（一括上程）

認 第13号 令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第63号 大竹市印鑑条例の一部改正について

議案第65号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第66号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第69号 工事施行協定の変更について

議案第72号 令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第73号 令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第75号 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第77号 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事））

議案第78号 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事））

議案第79号 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））

○議長（細川雅子） 日程第8、認第13号令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第19、議案第79号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））に至る12件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和2年9月9日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 議案番号   | 件 名                                    | 審査の結果        |
|--------|----------------------------------------|--------------|
| 認第13号  | 令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について             | 認定           |
| 議案第63号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について                       | 原案可決         |
| 議案第65号 | 大竹市税条例等の一部改正について                       | 原案可決         |
| 議案第66号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                   | 原案可決         |
| 議案第69号 | 工事施行協定の変更について                          | 原案可決         |
| 議案第72号 | 令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について        | 原案可決<br>及び認定 |
| 議案第73号 | 令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について     | 原案可決<br>及び認定 |
| 議案第75号 | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）              | 原案可決         |
| 議案第76号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）             | 原案可決         |
| 議案第77号 | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事）） | 原案可決         |
| 議案第78号 | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事）） | 原案可決         |
| 議案第79号 | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事）） | 原案可決         |

令和2年9月11日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは9月9日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案12件につきまして、9月11日に委員会を開催し、審査を行い

ましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第72号令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第73号令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び認第13号令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についての3件でございますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件ではまず、「新町雨水排水ポンプ場に係る、小瀬川左岸への放流管占用協議に関する調査検討業務委託について、業務の内容と発注の予定を伺う」との質疑に対しまして、「新町雨水排水ポンプ場については、排水路の整備や管路の敷設、用地買収など事業を進めるために様々な課題がある中、当面は新町雨水排水ポンプ場から小瀬川への排水方法について、整理をしていく必要があると考えている。小瀬川の左岸に遊歩道が整備されたことなど、現地の状況が変わったということもある。

調査検討業務委託では、現在示しているルート以外に既設の市道内に排水管を敷設することが可能であるか、また、現在示しているルートの先が遊歩道の降り口で支障になっているため、太田川河川事務所とも協議の上、別ルートについても概略を検討していきたいと考えている。現在は、発注に向け準備しており、10月頃の入札予定を考えている」との答弁がございました。

次に、「下水道の年間処理水量に関して、令和元年度の不明水量がかなりあるようだが、改善に向けた対策について伺う」との質疑に対しまして、「下水道管への不明水は雨水、地下水等が原因であるが、大雨のときに管内に流入すると満水状態になり、トイレが流れにくくなるなどの弊害や、下水処理場への大きな負担にもなっているため、改善の必要性は従来から認識している。今年度は玖波地区の2団地において、浸入水等の調査を行っている。また、各汚水ポンプ場の晴天時・雨天時での稼働時間による不明水の分析のほか、下水道幹線の2系統について、管内調査を行う予定としている。

地下での調査であり、不明水流入の経路や場所を特定するには、時間と手間がかかる。今後も不明水の流入が疑われる区域の調査や絞り込みを行い、流入の減少に向けて取り組んでいく」との答弁がございました。

次に、「下水道使用料の推移の表を見ると、水道水以外の汚水という区分があるが、この内容を伺う。また、水道以外の汚水については、平成4年4月に料金改定されており、その後の値上げはされていないようであるが、現在の使用料について伺う」との質疑に対しまして、「水道水以外の汚水は、主には井戸水を対象としたものを想定している。現在の使用料は、漁業集落排水及び農業集落排水の事業開始を踏まえて、平成8年4月1日に制定した大竹市公共下水道及び漁業集落排水処理施設の水道水以外の水の使用水量認定要綱における、使用水量の認定基準に基づき算定している。

この認定基準によると、使用水量は1月につき1世帯1人は15立方メートル、1人増すごとに5立方メートル増える。こうして認定した水量と下水道基本料金を基に使用料が算定される。したがって、表では改定されていないように見えるが、下水道料金の改定と同時に値上げはされている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第76号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「今回の補正予算で、大竹下水処理場共同処理整備に係る都市計画及び事業認可変更業務委託料が上げられており、これに基づき設計及び工事の発注をすることになると思うが、今後のスケジュールについて伺う」との質疑に対しまして、「今年度中にし尿処理場の統合に関する基本構想の策定を行い、その成果品を基に都市計画及び事業認可の変更を行う予定である。

来年度は今回の基本構想での検討結果を基に、工事の基本設計、詳細設計を発注する予定としている。現在、検討を行っているところであるが、約1年間か、もしくは来年度いっぱいまでかかる予定である。その後、工事の発注を予定している。詳細な工程は、基本設計、詳細設計の際の打ち合わせにより定めていく」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第77号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事））、議案第78号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事））及び議案第79号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））の3件でございますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件ではまず、「現在、本庁舎耐震改修工事が施行されており、工期は今年11月26日までとなっている。議案の（仮称）おがたこども園建設工事の工期は、議決の日の翌日からであり、工期が重なる部分があるが、影響はなく調整できるものか伺う」との質疑に対しまして、「本庁舎耐震改修工事の現場作業は10月23日ぐらいに完了の予定であり、現場事務所は10月末に撤去の予定である。また、本議案の工事は発注に当たり工程表を作成しており、契約締結後、建築主体の工事に入るのは、来年1月からの予定であるため、工期が重なることによる影響はない」との答弁がございました。

次に、「工事の期間中は、工事内容や駐車場の経路など、案内表示があったらよいと考えるが、対応について伺う」との質疑に対しまして、「安全を確保できるよう分かりやすい表示に努めたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第69号工事施行協定の変更についてでございますが、本件ではまず、「今回の大竹駅自由通路等工事の施行に関する協定の変更においては、自由通路等の設計の見直しにより公衆トイレの位置が変更になり、その結果、駅事務室の面積は小さくなった。これにより、橋上駅舎化工事の施行に関する協定におけるJR側の負担額に変更はないか伺う」との質疑に対しまして、「現在のJRの負担額は駅構内のバリアフリー施設の

整備やエレベーターの設置費用、駅の建て替え相当額減価償却分の合計となっている。これらは今回の協定の変更に伴い、影響はない部分であるため、JRの負担額に変更はないとの答弁がございました。

次に、「今回の工事施行協定では、工事請負契約のように発注者、受注者という形になっていない。協定の考え方について伺う」との質疑に対しまして、「大竹駅自由通路は、JRの軌道の上に整備するものとなるため、本協定を締結し、これに基づき大竹市は工事の発注をJRにお願いし、財産として取得するものである。なお、駅舎については、大竹市の財産ではなく、あくまでも補償物件ということになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第63号大竹市印鑑条例の一部改正についてでございますが、本件では、「今回の条例改正により、代理人が印鑑登録証明書の交付を申請する際、申請書への押印が不要になるとのことだが、その他の全ての証明書の申請においても代理人の押印は不要なのか伺う」との質疑に対しまして、「他の証明書の申請でも、代理人の押印が必要になるものは規定上ない。本人確認を徹底しており、確認ができた場合は押印は求めている。申請者が本人確認書類を所持していない場合は、複数の質問をすることにより本人確認をし、その上で押印をしてもらう場合はあるが、原則として押印は必要はない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件ではまず、「中止等となった一定の行事の入場料金等の払い戻しをしなかった場合に、寄附金税額控除が受けられるとのことであるが、どのような行事が対象となるのか。また、手続方法について伺う」との質疑に対しまして、「令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に、日本国内で開催予定の文化芸術及びスポーツイベントのうち、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となったもので、主催者が文化庁またはスポーツ庁に申請し、指定を受ける。指定されたイベントは、文化庁またはスポーツ庁及び主催者のホームページで公表している。手続方法については、まず、寄附金税額控除を受けたい方が、主催者が指定する方法により払い戻しを請求しない旨を連絡する。次に、主催者から指定行事証明書、払戻請求権放棄証明書を受け取り、確定申告をする」との答弁がございました。

次に、「低未利用土地は売却しても大きな利益が出ないことなどから、今回の条例改正による特別措置がどれだけ機能するか分からないところがある。大竹市の立場としてどのように期待しているのか考えを伺う」との質疑に対しまして、「低未利用土地については売却収入が低く、測量費や手数料、建物があれば解体費がかかるなど、費用負担も重く、さらに、譲渡所得税等の負担感が大きいため、土地を売らずに放置している実態があったものと考えられる。これまで譲渡価格から諸経費を差し引いた譲渡所得が利益となり、課

税対象となっていた。今回の特例措置では、譲渡所得から100万円が控除されることにより、課税対象額が低くなる。これにより所得税で15万円、市県民税で5万円、合わせて20万円の減税になる。

今回の特例措置によって、低未利用土地の譲渡が活発化するかは未知数ではあるが、実施されることにより、新たな所有者による低未利用土地の適切な管理や利活用が促進され、さらに、所有者不明土地の予防につながることを期待している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第66号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「最近では新型コロナウイルス感染症の影響等により、医療機関を受診する人が減っているということを知ります。こうした状況が、国民健康保険の医療費等の数値において実際に影響が出ているのか伺う」との質疑に対しまして、「国民健康保険の医療費の総額は、被保険者数の減少の影響も受けているため、1人当たりの医療費について昨年の同月と比較した。その結果、3月診療分は増加したが、緊急事態宣言が出された4月診療分は9%程度減少し、5月診療分は2%程度減少した。緊急事態宣言解除後の6月診療分は2%程度増加したが、新型コロナウイルスの感染者が再び増加した7月診療分は9%程度減少という状況である」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものとしております。

続きまして、議案第75号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑の後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で生活環境委員会に御付託いただきました議案12件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本12件を、一括採決いたします。

本12件に対する委員長の報告は、認第13号は認定、議案第63号から議案第69号に至る4件は原案可決、議案第72号及び議案第73号の2件は原案可決及び認定、議案第75号から議案第79号に至る5件は原案可決であります。本12件は委員長の報告のとおり決することに、

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本12件は、委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 令和2年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（細川雅子） 日程第20、令和2年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名  | 審査の結果 | 付託年月日 |
|---------------|--|-------|-------|
| 令和2年<br>請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 採 択   | 2.9.9 |

令和2年9月10日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

[総務文教委員長 西村一啓議員 登壇]

○総務文教委員長（西村一啓） それでは、9月9日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、9月10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

令和2年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございます。

本件は連合広島大竹・廿日市地域協議会議長岡村将城氏及び広島県教職員組合大竹廿日市支区委員長川尻和浩氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「学校現場では、いじめ・不登校等の深刻な問題を抱える児童生徒、障害のある児童生徒、外国人児童生徒など特別な配慮を要する児童生徒への対応等、課題が山積している。

このような複雑・多様な課題に対応する教職員は、長時間勤務を要する深刻な状況となっており、学校における働き方改革が急務となっている。

さらに、学校における新型コロナウイルス感染症対策と子供たちの健やかな学びの保障との両立を図っていくことも求められている。こうした中で、一人一人の子供に対して丁寧な対応を行うためには、働き方改革と国庫負担に裏付けされた少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数の改善が不可欠である。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫している。

将来を担い社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要である。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体として確保・充実させる必要がある」というもので、同趣旨の実現のために国に意見書を提出することを求めて請願されたものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「少人数学級の推進については、児童生徒一人一人の状況を把握し、個に応じ、個を生かし、きめ細かな学習指導等が可能になり、適切な人数で効果的な集団活動も可能となる。これらによって、児童生徒の学力の向上や、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止等の効果的な取り組みが期待できる。

教育効果を左右する要因は、大人数か少人数かだけでなく、教員の力量や家庭の教育への関心、家庭環境や友達関係等、様々であると考えられる。

また、教員不足と言われる中で、学習指導力、生徒指導力、学級経営力等の力量のある人材の確保が可能であれば、教職員定数改善について要望したい。

あわせて、義務教育費国庫負担制度2分の1復元については、結果的に教職員の給与費以外の広島県の教育費が増加し、大竹市にとって新型コロナウイルス感染症対策も含めて、児童生徒及び教職員の健康面及び安全面、そして、児童生徒の学力向上に係る教育施策の充実が期待できるということであればお願いしたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、説明に対する質疑はなく、質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。討論に入り、採択すべきとの立場で、一名の委員から討論がございました。

その内容は、「令和2年9月8日に、政府の教育再生実行会議初等中等教育ワーキング・グループが、文部科学省で第1回会議を開催し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた初等中等教育の学びの在り方について議論して、少人数によるきめ細かな指導体制・環境整備についてを成果文書としてまとめ、文部科学大臣から内閣総理大臣に提出しているように、文部科学省としても積極的に取り組んでいるため、採択すべき」というものでございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいま議題となっております令和2年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願につきまして、採択すべきとの立場で討論をいたします。

子供は社会の宝であります。次世代の行く手に大きな役割を担う学校教育への期待が広がる中で、学校現場は様々な課題を抱えております。行き過ぎた個人主義の風潮や社会全体のつながりが薄れる中で、子供たちの基本的な生活習慣、規範意識、学習意欲や社会性の育成にも課題が指摘されています。

いじめ、不登校問題への対応や特別支援教育の充実、地域との連携による教育の推進、保護者や家庭とのつながりなど行き届いた質の高い授業や、生徒指導を行うための教職員体制の整備が急務となっています。

また、家庭の経済状況や格差が学力に影響を及ぼしている現在、世代を超えた格差の再生産や固定化を招かない取り組みも必要です。

近年、地域社会、家庭生活の激変により、地域や家庭での教育が難しくなっていることも事実であります。少人数学級の推進や教職員の定数改善は、子供と正面から向き合い、質の高い教育を行うための体制整備であり、国において実現されることを強く望むものであり、少人数学級の実現は日本PTA全国協議会、日本教職員組合、校長会や教育関係団体、全国知事会も要望しているところであります。

本意見書の趣旨を十分理解して、2021年度政府予算案の決定までに、政府として結論を得られることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（細川雅子） 討論の通告は受けておりませんが、他に討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。本件は委員長の報告とおりに決することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は、採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから、職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

〔意見書案配付〕

○議長（細川雅子） ただいま職員をして意見書案を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第1 意見書案第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について**

○議長（細川雅子） 追加日程第1、意見書案第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

〔総務文教委員長 西村一啓 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） 意見書案第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書（案）。学校現場では、いじめ・不登校等の深刻な問題を抱える児童生徒への対応や、障害のある児童生徒、外国人児童生徒など、特別な配慮を要する児童生徒への対応等、解決すべき課題が山積しています。

一方、このような複雑かつ多様な課題に対する教職員の対応は、長時間勤務という形で表れ、深刻な状況となっており、学校における働き方改革が急務となっています。

さらに、学校における新型コロナウイルス感染症対策と、子供たちの健やかな学びの保障との両立を図っていくことも求められています。

こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国段階の国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数の改善が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で、2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫して

います。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかり確保・充実させる必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2021年度の予算編成に当たり、次の事項について措置を講じられるよう強く要請いたします。

1、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21～日程第28〔一括上程〕

認 第14号 令和元年度大竹市一般会計決算

認 第15号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第16号 令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第17号 令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 1 8 号 令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第 1 9 号 令和元年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第 2 0 号 令和元年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第 2 1 号 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（細川雅子） 日程第21、認第14号令和元年度大竹市一般会計決算から日程第28、認第21号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第14号令和元年度大竹市一般会計決算から認第21号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

令和元年度の我が国の経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかな回復が見られていました。しかしながら、年度末の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気の低迷が大変懸念されております。

本市においては大手企業の減収の影響により、法人市民税が減収したことに加え、償却資産の減価償却などの影響により、固定資産税も減少したため、市税総額は前年度に比べて減少いたしました。

市税減少という厳しい状況の中ではありますが、大規模な建設事業の実施につきましては、防衛省再編交付金を初めとした国・県支出金や、これまで大規模事業に備えて積み立ててきました地方創生事業基金を活用し、地方債の発行抑制に努めてきたところでございます。

それでは、令和元年度に実施いたしました事業につきまして、重点施策の順に沿って説明いたします。

まず、第一の施策、大竹を愛する人づくりにつきましては、地域を担う人づくり、互いを尊重し支え合う人づくりを推進いたしました。主たる取り組みといたしましては、読書活動推進員の配置による読書活動推進事業、学級支援員の配置による学習環境サポート事業などにより、教育環境の充実に努めてまいったところでございます。

第2の施策、生活基盤が整ったまちづくりにつきましては、地域産業の振興、暮らしやすい生活基盤の整備を進めてきたところでございます。主な取り組みといたしましては、大竹駅周辺整備事業として、自由通路の詳細設計や補償工事を実施したほか、駅舎テナントに対して工事に支障となる物件の補償などを行いました。

また、晴海臨海公園整備事業として、デイキャンプ施設や展望台等の海辺の広場を整備し、幅広い年齢層の方が訪れる公園の整備を進めてきたところでございます。

第3の施策、安全なまちづくりにつきましては、防災・防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組みました。主な取り組みといたしましては、消防力強化事業として、大型化学消防ポンプ自動車を整備いたしました。また、本庁舎耐震改修事業として、

防災拠点としての機能を確保するため、昨年度に引き続き本庁舎の耐震改修等を行っております。

第4の施策、安心できるまちづくりにつきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組んでまいりました。主な取り組みといたしましては、市立保育所等整備事業として、子育てしやすいまちづくりの推進のため、本庁舎敷地内に公立保育所と子育て支援関連施設を整備するための設計を行っております。また、不妊治療費助成事業では、対象となる治療区分を増やし、より多くの方が制度を利用できるようにいたしました。

第5の施策、心にゆとりを感じるまちづくりにつきましては、生涯学習の充実による心の豊かさを育む取り組み、また、環境美化の推進によるきれいで快適なまちづくりに取り組まれました。主な取り組みといたしましては、大竹会館改築等事業として、公共施設の規模適正化、防災拠点機能の強化、利用者の利便性の向上を図るために、耐震性に問題のある大竹会館の旧館と新館の解体及び建て替えに着手したところでございます。

第6の施策、行政・社会の仕組みづくりにつきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組んでまいりました。主な取り組みといたしましては、まちづくり基本構想等策定・推進事業として、市民と行政が共に目指す未来に向け、協働してまちづくりを進めていくための新しい指針となる大竹市まちづくり基本構想の策定に着手したところでございます。

続きまして、令和元年度における各会計決算の概要を説明いたします。

まず、認第14号令和元年度大竹市一般会計決算から説明をいたします。

一般会計決算は、当初歳入歳出予算が149億9,218万8,000円でしたが、本庁舎耐震改修事業や災害復旧事業など繰越し分の増加や補正予算による増加により、最終予算の総額は163億9,399万6,600円となり、当初予算と比べますと9.4%の増加となっております。

歳入総額は145億2,496万7,789円で、予算に対しまして88.6%の収入割合となりました。

一方、歳出総額は139億5,981万5,080円となり、執行率は85.2%となっております。この結果、当年度の形式収支は5億6,515万2,709円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる4億6,697万8,233円を差し引いた残額9,817万4,476円が、令和元年度の実質収支黒字額となっております。

なお、この歳計剰余金につきましては、8,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り1,817万4,476円を令和2年度へ繰越しました。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料として主要事業報告書に詳細を記してございますので、省略させていただきます。

次に、認第15号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額33億9,551万3,584円に対し、歳出総額33億9,131万4,629円となり、形式収支及び実質収支は419万8,955円の黒字となっております。

この会計の歳入は保険料、県支出金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は保険

給付費、保健事業費などがございます。

歳計剰余金については210万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、国保財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り209万8,955円を、令和2年度へ繰越いたしました。

次に、認第16号令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額共に3,017万4,250円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などがございます。

続いて、認第17号令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額共に4,238万4,143円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などがございます。

次に、認第18号令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額8,271万3,021円に対し、歳出総額5,490万324円となり、形式収支及び実質収支は、2,781万2,697円の黒字となっております。

この会計の歳入は港湾施設使用料や県支出金で、歳出は施設の維持管理経費などがございます。

次に、認第19号令和元年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額 2億8,066万9,685円に対し、歳出総額 8億498万6,355円となり、差引き 5億2,431万6,670円の歳入不足となりました。この歳入不足額につきましては、翌年度の歳入を繰り上げて充用いたしております。

この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金で、歳出は晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費などがございます。

次に、認第20号令和元年度大竹市介護保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額26億436万3,470円に対し、歳出総額25億5,644万4,868円となり、形式収支及び実質収支は4,791万8,602円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は保険給付費、地域支援事業費などがございます。

歳計剰余金については3,355万7,070円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき、介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り1,436万1,532円を令和2年度へ繰り越しております。

最後に、認第21号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額 4億8,567万7,204円に対し、歳出総額 4億7,910万7,249円となり、形式収支及び実質収支は656万9,955円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金などがございます。

以上が令和元年度の各会計における決算の概要でございます。

次に、令和元年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明申し上げます。

歳入総額144億7,580万6,000円に対し、歳出総額は138億8,284万円となり、4億6,697万9,000円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支額は1億2,598万7,000円の黒字となっております。

性質別歳出について見ると、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費は、前年度と比べ4,036万2,000円減の63億2,666万4,000円となっております。

生活保護費の増などにより扶助費が6,677万5,000円増加したものの、平成15年度に発行した中市立戸線道路改築事業債の償還が終了したことなどにより、公債費が1億36万2,000円減少したことによるものがございます。

投資的経費は、可燃ごみ広域処理事業負担金が終了したことなどにより、前年度と比べ5億5,274万8,000円減の21億6,081万7,000円となっております。

なお、令和元年度末の地方債残高は213億7,259万1,000円となり、前年度末と比べ1,861万5,000円減少しております。

経常経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ1.2ポイント減の96.9%となっております。

本市においてはこれまでに様々な行財政改革に取り組んでまいりましたが、増え続ける社会保障費を捻出していくためには、歳入確保のみでは賅い切れません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約など、施設の在り方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う笑顔・元気・かがやく大竹の実現に向け、よいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、各会計の決算につきまして十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（細川雅子） この際、監査委員に、決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

監査委員を代表いたしまして、令和元年度大竹市一般会計及び特別会計の決算審査の概要及び監査委員の意見につきまして御説明いたします。

決算審査意見書の1ページから2ページを御覧ください。

本審査は、令和2年8月17日から8月25日までの期間において、市長から送付された各会計の決算書及び歳入歳出事項別明細書、並びに各種調書の点検を行い、会計管理者保管の諸帳簿及び証書類との照合を行いました。

その結果、各会計の決算書及び附属書類は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠して調製されており、かつそれらの計数は、正確であることを認めました。

それでは、お手元の意見書に沿って御説明いたします。

初めに、一般会計と特別会計全体の決算規模につきまして、3ページをお開きください。

第1表、決算額の推移の元年度の項目を御覧いただきますと、決算総額は歳入が214億4,646万3,000円、歳出が213億1,912万7,000円で、歳入歳出の差引き額は1億2,733万6,000円の黒字となっています。

決算収支の状況につきましては、4ページをお開きください。

第2表の決算収支の状況で示すように、形式収支から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は3億3,964万3,000円の赤字となっており、単年度収支は4,149万1,000円の黒字となっております。

次に、5ページに移りまして、一番下の第4表の会計別歳入の収納状況を御覧ください。

不納欠損額につきましては、一般会計が1,196万3,000円で、前年度と比べて435万1,000円の増となっています。

特別会計全体で2,789万7,000円で、前年度と比べて944万9,000円の増となっています。

収納率につきましては、一般会計98.6%、特別会計全体で98.4%は、いずれも前年度と同程度となっております。

個別の税目及び保険料の収納状況と不納欠損額につきましては、57ページから60ページの収納状況表で後ほど御確認ください。

それでは次に、7ページをお開きください。

第7表の市債現在高の前年度比較を御覧いただきますと、当年度末の現在高は258億5,666万7,000円となっています。この内訳は、一般会計が213億7,259万1,000円、3つの特別会計の合計が44億8,407万6,000円となっており、前年度と比べますと、全ての会計の合計で2億9,293万4,000円減少しています。

続いて、8ページをお開きください。

第8表の財政状況の推移の項目を、上から順に御説明いたします。

初めに、普通会計における実質収支比率1.7%は、前年度と比べて1.2ポイント高くなっており、その次の財政力指数0.83は、前年度と比べて0.01ポイント低くなっています。

次に、経常収支比率96.9%は、前年度と比べて1.2ポイント低くなっています。

続いて、公債費比率14.2%は、前年度と比べますと1.6ポイント低くなっており、最後の項目の実質公債費比率16.1%は、前年度と比べて0.5ポイント低くなっています。

続きまして、10ページをお開きください。

第9表の一般会計決算収支の状況を御覧いただきますと、歳入総額は145億2,496万8,000円、歳出総額は139億5,981万5,000円となっており、歳入から歳出を差し引いた形式収支は5億6,515万3,000円の黒字で、翌年度繰越財源4億6,697万8,000円を差し引いた実質収支は9,817万4,000円の黒字となっております。

次に、一般会計の歳入決算の状況につきましては、11ページを御覧いただきまして、第10表の自主財源・依存財源の年度比較を御覧ください。

自主財源は行政活動の自主性や安定性をはかる尺度の一つですが、当年度は前年度と比べて5億6,302万2,000円、率にしますと7.5%の増となり、歳入全体に占める自主財源の割合は55.5%となっております。しかしながら、市税全体では前年度から1億6,026万8,000円、率にしますと2.9%の減収となっており、過去5年間の市税収入で見ますと、お

おむね横ばいから減少傾向にあると言えます。

市税の内訳につきましては、13ページをお開きください。

第11表の市税の前年度比較を御覧いただきますと、前年度と比べて増減表で、市民税が8,476万5,000円、率にしますと4.8%。固定資産税が7,873万8,000円、これも率にしますと2.3%、それぞれ減少しております。

その主な要因は大手企業の減益等の影響による市民税法人税割の減収に加えて、市内企業の大規模設備の減価償却による固定資産税の償却資産分の減収によるものです。

当年度の市税収納率97.3%は、前年度からおおむね横ばいで、県内14市の平均収納率と同程度となっています。

なお、依存財源につきましては、市債の減少などにより、前年度と比べて4億2,439万円、これも率にしますと6.2%の減少となっております。

個別の款ごとの歳入状況につきましては、13ページから23ページにかけて掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、一般会計の歳出決算の状況につきましては、25ページをお開きください。

第32表の款別の前年度比較を御覧いただきますと、歳出決算の全体では、右下の増減表で、前年度と比べますと3億7,326万円、率にしますと2.6%減少しております。個別の款ごとの歳出決算の状況につきましては、28ページから36ページに記しておりますので、後ほどそちらを御参照ください。

続きまして、特別会計の決算状況を御説明いたします。

37ページをお開きください。

第46表の特別会計決算収支の状況を御覧ください。特別会計全体の決算額は、歳入69億2,149万5,000円、歳出73億5,931万2,000円であり、形式収支・実質収支とも4億3,781万6,000円の赤字となっております。前年度と比較してみますと、歳入が3億6,012万円、率にして4.9%。歳出が3億1,136万3,000円、これも率で4.1%、それぞれ減少しております。決算総額の減少の主な要因は、国民健康保険特別会計と土地造成特別会計の歳入・歳出がそれぞれ減少したことによるものであります。

個別の特別会計の歳入歳出決算の状況につきましては、38ページの第47表の特別会計の会計別決算収支の状況を御覧ください。詳細につきましては、39ページから47ページを後ほど御参照ください。

続きまして、50ページをお開きください。

4の基金というところで、当年度中の基金の増減高をまとめております。

御覧いただきますとおり、基金の積増しと取崩しの活用の動きが分かりますが、基金全体として、令和2年3月末の現在高は約56億2,764万1,000円となっております。昨年3月末と比較いたしますと、大竹市地方創生事業基金が約1億4,471万1,000円、大竹市にこここども基金が約1億8,076万1,000円、それぞれ増加しており、将来にわたる財政負担に備えた取り組みがうかがえます。特に大竹市地方創生事業基金の積立てに当たりましては、ふるさと納税寄附金の確保に向けた取り組み結果が反映されており、前年度と比べて84.7%の増収となるなど、直近の4年間を見ても積立額は順調に推移しています。

また、当年度からふるさと納税寄附金の新たな取り組みとしまして、大竹駅周辺整備事業の財源確保に対応したクラウドファンディングの手法を取り入れるなど、財源確保に向けた取り組みは評価に値すると思います。

以上が、一般会計決算及び特別会計の決算審査の概要でございます。

最後に52ページをお開きください。第6章のむすびとしまして、本審査を総括した意見を述べております。

1、普通会計の歳入についてと2、普通会計の歳出について、3、特別会計の歳入・歳出については、先ほど述べたとおりですので割愛いたします。

53ページの4、健全な財政運営と魅力あるまちづくりに向けてを御覧ください。少し長くなりますが、監査委員の意見の中核になりますので詳しく御説明させていただきます。

本市におきましては、将来見込まれる大型事業に備えた予算編成のため、財政調整基金等を取り崩さない財政運営を予算の執行方針としており、その執行に当たっては継続して仕事の在り方を点検し、効率的かつ効果的な執行に努めるとともに、より一層の節減に取り組んできたところです。

しかしながら、今後複数の大規模事業が実施・計画されており、事業実施のための多額の地方債の発行によって、数年後には減少傾向にある公債費が上昇に転じることが予想されております。

最小の経費で最大限の効果を上げるためには、中・長期的な視野による財源の重点的かつ効果的な配分や、事務事業の継続的見直し等による経費の節減が必要であり、より一層健全な財政運営と将来を見通した財政基盤の構築に努めることが求められます。

一方、当年度は、第五次大竹市総合計画後期基本計画全体の総括と、次期計画となる大竹市まちづくり基本構想等の検討・策定に着手されており、基本構想の目的達成に向けて常に指標を意識しながら、確実な計画実施が求められます。

ところで本年は、平成29年6月の地方自治法の一部改正を受けて、4月から内部統制に関する方針の策定が努力義務として課せられたところです。54ページからはその点に言及した部分ですので、ぜひとも御参照いただきたく思います。

大竹市行財政改革の実施計画において最も重要な取組項目であるところの1つ目、効率的で質の高い仕事ができる組織の確立。2つ目、効果的な施策の推進。そして、3つ目として、持続可能な財政基盤の構築。この持続可能性というのは、最近よく、近年サステイナビリティという言葉で再々議論に上る言葉でもありますが、以上挙げました3つの取り組みは、あらゆるリスクを低減化させるための優れた手段であり、組織全般に係るガバナンスと業務プロセスに関わるガバナンスが機能する組織づくりを目指すことこそ、本市の行財政改革の取組理念に合致するものであると考えます。

組織全体の統制をより高めることが、必ずや事務事業の効率的かつ効果的な執行に寄与することは明白であり、心から期待するものであります。

以上で、令和元年度一般会計及び特別会計の決算審査の概要と、監査委員の意見についての説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、藤川和弘議員、6番、小田上尚典議員、8番、北地範久議員、10番、和田芳弘議員、12番、児玉朋也議員、13番、山崎年一議員、16番、山本孝三議員、そして私、1番、細川を含む8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は決算特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第29 報告第6号 令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（細川雅子） 日程第29、報告第6号令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者に説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 中村一誠 登壇〕

○総務部長（中村一誠） 報告第6号令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

それでは、令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページを御覧ください。

令和元年度決算における大竹市の健全化判断比率を記載しております。

実質赤字比率につきましては、赤字額がないため記載すべき数値はありません。連結実質赤字比率につきましても、赤字額がないため記載すべき数値はございません。

実質公債費比率は16.1%となっており、平成30年度決算と比較して0.5ポイントの減少となっております。

将来負担比率は157.3%となっており、平成30年度決算と比較して10.5ポイントの減少となっております。主な要因といたしましては、土地造成特別会計における地方債残高が減少し、一般会計からの公営企業債等繰入れ見込額が減少したことや、大竹市営住宅基金の積立により充当可能基金が増加したものによるものでございます。

4つの健全化判断比率はいずれも早期健全化基準以下となっております。2ページから5ページに4つの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

次に、6ページを御覧ください。

令和元年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において資金不足額がないため、記載すべき数値はございません。7ページから9ページに資金不足比率の計算根拠を記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、報告第6号令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（細川雅子） 本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第30 令和2年決議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書**

○議長（細川雅子） 日程第30、令和2年決議案第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。

[議会運営委員長 児玉朋也 登壇]

○議会運営委員長（児玉朋也） それでは令和2年決議案第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書につきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、今年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。よって国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとと

もに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております令和2年決議案第1号を採決いたします。

本件を、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第31 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（細川雅子） 日程第31、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

生活環境委員長から、委員会の所掌事務について調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知をいたします。

本日、本会議終了後、第1委員会室において、正副委員長互選などのため、決算特別委員会を開催いたします。関係者はお含みの上御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会9月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびは、御提案申し上げました案件を終始熱心に、慎重に御審議をいただきまして、いずれも原案のとおり議決を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

会議中議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから秋も深まる中、議員の各位におかれましては何かと御多忙とは存じますが、健康には十分に留意され、市政の推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第5回大竹市議会定例会を閉会いたします。

11時50分 閉会

(2. 9. 23)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月23日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 山本 孝三

大竹市議会議員 藤川 和弘